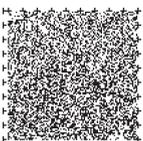
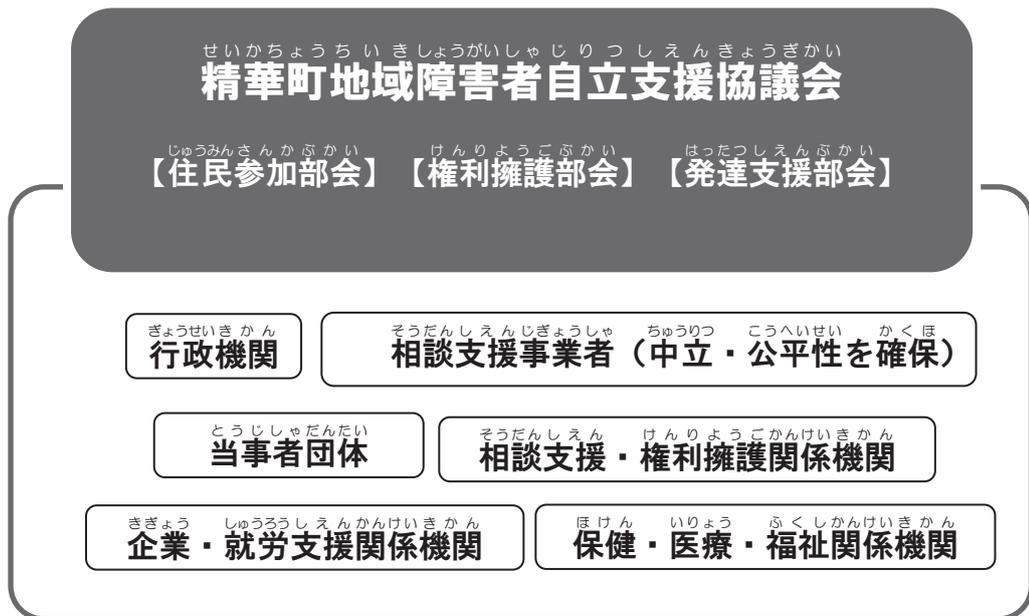


# 第5章 計画の推進

## 1. 精華町地域障害者自立支援協議会の役割

- ・ 地域の障害福祉に関するシステムづくりについて検討する中核的な役割を果たす協議体です。
- ・ 「地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議」「多様なニーズを有する援助困難ケース等についてのケアマネジメント」「地域の社会資源の開発及び改善等」について協議します。
- ・ 併せて、多用化している障害福祉のニーズに対応するため、3つの部会を設置しています。
  - 住民参加部会…当事者目線に立ち、主に合理的配慮や災害時要配慮者対策などの検討をしています。
  - 権利擁護部会…人権侵害や差別・偏見の解消や成年後見など権利が保障される社会のあり方について検討をしています。
  - 発達支援部会…児童やその保護者が安心して生活できるために必要な障害児支援のあり方について検討をしています。



## 2. 計画の進行管理

- この計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供者、企業など、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで推進を図っていく必要があります。
- 計画の進行管理は、精華町地域障害者自立支援協議会から適切な評価を得ながら、町役場の障害福祉行政の所管課において行います。

## 3. 山城南圏域・京都府との連携・協調

- サービス調整や福祉人材の育成・確保、国への要望など、町単独での対応よりも、山城南圏域や京都府との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有等を密に図りながら協調して対応します。
- 障害者総合支援法や児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの設置などが求められる中、今後、山城南圏域の障害者自立支援協議会との協調が一層必要となります。

【山城南圏域障害者自立支援協議会 推進体制】

